

設備利用代表者 各位

設備利用代表者(設備利用料を支払う教職員)におかれましては、設備利用料を支払うために、設備利用者として、設備共同利用推進総合システムより利用許可申請を行って頂く必要があります。つきましては、設備利用代表者は、以下の手順で、利用許可申請を完了して頂きます様、お願いいたします。また、**以前に利用許可申請を行っている場合でも、設備利用代表者(利用許可申請者)が退職された場合には、新たに利用申請手続きを行う必要があります。**

なお、**申請作業を行わないと予算振替手続きを行うことができません**ので、必ず行って頂きますよう、お願いいたします。

設備利用許可申請の手順

- (1) 本システム(<https://skrs.adm.kanazawa-u.ac.jp/>)アクセスし、「ログイン」をクリック
- (2) KU-SSO の「ログイン」をクリック
- (3) KU-SSO の ID とパスワードを入力後、「ログイン」をクリック
- (4) マイページの「連絡先メールアドレス設定」欄にメールアドレスが入力されており、メールが受信できる設定になっているかを確認
- (5) 「予算管理」欄に設備利用料を支払うための予算が登録されているかを確認(年度当初には、対象となる予算費目がシステム上に反映されていないかもしれません。システムへの反映後に登録をお願いします。)
- (6) 「設備・機器 検索&予約」から利用した設備を検索し、その装置名をクリック
- (7) 設備詳細ページ下の「利用許可申請」をクリック
- (8) 「申請種別:個人」になっていることを確認し、必要事項を入力
- (9) 「利用許可申請内容確認」をクリックし、「利用許可申請する」をクリック
- (10) 以上で、利用許可申請手続き完了